

第三十四回国会 参議院商工委員会會議録第十八号

昭和三十五年三月三十一日(木曜日)午前十時十四分開会

委員の異動

三月三十日委員栗山良夫君辞任につき、その補欠として秋山長造君を議長において指名した。
本日委員秋山長造君辞任につき、その補欠として栗山良夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 利寿君
理事 川上 爲治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
齋藤 昇君
近藤 信一君
樺 繁夫君
島 清君

國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君

政府委員

通商産業 政務次官 原田 憲君
通商産業省 通商局長 松尾泰一郎君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○アジア経済研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利寿君) これより商工委員会を開会いたします。
最初に、委員の異動について報告いたします。

昨三十日、栗山良夫君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君が委員に選任されました。また本日、秋山長造君が委員を辞任され、その補欠として栗山良夫君が委員に選任されました。

○委員長(山本利寿君) 本日は、理事の補欠互選を行いました後、一昨日質疑を終局いたしましたアジア経済研究所法案の討論、採決を行ない、次いで重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

○委員長(山本利寿君) それでは、まず理事補欠互選の件を議題といたします。
先刻御報告いたしました通り、栗山理事が一たん委員を辞任されましたため、理事に欠員を生じましたので、その補欠を互選いたしたいと存じます。が、先例により、委員長長の指名に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山本利寿君) 御異議ないものと認めます。
それでは理事に栗山良夫君を指名いたします。

○委員長(山本利寿君) 次に、アジア経済研究所法案を議題といたします。
本案につきましては、前回の委員会において質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○栗山良夫君 私は日本社会党を代表いたしましたして、ただいま案件になっておりますアジア経済研究所法案に賛成をいたします。
ただ、本法案は審議の過程におきまして、政府と委員との間の質疑応答において十分当委員会の意向を政府も御了知を願ったことと思いますが、既存の財団法人組織を解散いたしまして、そうして特殊法人組織に看板がえをするという、そういう形式的なことについて賛成をいたすのではないのでありまして、あくまでも本法案の提案の趣旨に沿うべき内容的なものがあるという点において賛成をいたしましたのでありますから、さように政府においても、本法の運用につきましましては、十分な留意をせられたいと思うのであります。

特にさような意味合いでありますので、私は委員諸君の御賛同を得まして、商工委員会として付帯決議をしたいと存じまして提案をいたす次第でありました。この付帯決議は、案文を朗読させていただきますと、次の通りであります。

附帯決議案

政府は、アジア経済研究所の実施する海外経済事情の基礎的かつ総合的な調査研究の重要性にかんがみ、本法の施行にあたっては、左の諸点に特に留意すべきである。

一、研究所の運営に際しては、わが国の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に直接寄与し、国の要請に応えるよう措置すること。
二、研究所には、アジア地域についてはもとより、わが国の貿易及び経済協力に密接な関連を有し、かつ未だ調査研究の充分に行われていない中南米、アフリカ等の諸事情についても、遅滞なく、適切な調査研究を行わしめること。
三、研究所を充実させるため、今後とも十分な予算措置を講ずるとともに、民間資金をも多量に導入しうるよう配慮すること。

以上でございます。
委員諸君の御賛成を切にお願いいたしますして討論を終ります。
○古池信三君 私は、本法律案並びにただいま栗山委員より提案のありました付帯決議案に對しまして、自由民主党を代表して賛成の意を表します。

○委員長(山本利寿君) 他に御発言はございませんか。——他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本利寿君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。次に、討論中に述べられました栗山委員提案の付帯決議案について採決いたします。

本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本利寿君) 全会一致と認めます。よって栗山委員の付帯決議案を本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利寿君) 御異議ないものと認めます。よってさよう決定いたしました。

ただいまの決議に対し、政府より発言を求められました。この際、これを許します。

○國務大臣(池田勇人君) ただいま当委員会全会一致をもって御決議になりましたこの条項につきましては、政府は十分意のあるところを体しまして善処いたしたいと考えるものであります。

○委員長(山本利寿君) 本会議の関係もございいますので、暫時休憩いたします。

午前十時二十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源

開発法の一部を改正する法律

石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)

の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条第三号中

「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を

「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「又は租鉱権者」を加え、同条第二項中

「溶解ガス」を「ガス」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、なお従前の例による。